

## 議題①

### 京都市廃自動車認定等委員会の位置付け

- ◆ 廃自動車認定基準の策定（第10条）
  - 別紙参考資料のとおり。既に策定されており、現在、この基準に基づいて廃自動車の認定を行っている。
- ◆ 廃自動車の認定に対する意見陳述（第11条第2項）
  - 認定は廃自動車認定基準に基づき市長が行うが、廃自動車認定基準に該当するかどうか明らかでない時に審議等を行い、市長に意見を述べる。
- ◆ 公共の場所以外の場所に自動車が放置されており、それが安全の確保等に著しい支障が生じるかどうかの認定（第14条）
- ◆ その他、市長が必要と認める事項の調査及び審議並びに意見陳述（第14条）

### ○京都市自動車放置防止条例（抄）

（廃自動車認定基準）

第10条 市長は、第14条に規定する委員会の意見を聴いて、放置されている自動車を廃自動車として認定するために必要な基準(以下「廃自動車認定基準」という。)を定めるものとする。

（廃自動車の認定）

第11条 市長は、自動車の所有者等が判明しない場合において、当該自動車が廃自動車認定基準に該当すると認めるときは、これを廃自動車として認定することができる。

2 市長は、放置されている自動車が廃自動車認定基準に該当するかどうか明らかでないときは、第14条に規定する委員会の意見を聴いて、これを廃自動車として認定することができる。

（委員会）

第14条 廃自動車の認定、廃自動車認定基準の策定、本市が公共の用に供する場所以外の場所への自動車の放置により安全の確保等に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるかどうかの認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市廃自動車認定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。